

2009年11月号



YELL・Spirits エール・スピリッツ

Contents

発行：社会保険労務士法人エール
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072
Email：info@sr-yell.com



代表鎌倉より 執筆記事 専門誌「SR」のご案内 新サービス「MyKomon」が11月からスタート！
社会保険料延滞における利息軽減措置について 雇用調整助成金等の状況
労務相談室：来年4月の改正労働基準法による代替休暇制度 年末調整の準備 スタッフコラム

鎌倉です。

先日、2歳7ヶ月の娘の七五三の記念に、スタジオで写真撮影しました。（親バカですね・・・）

自然体で撮影してくれるというスタジオをインターネットで探したところ、予想以上にとても楽しい撮影会になり大満足でした。約2時間にも及んだのですが、さすがはプロカメラマン、最後はすっかりうち解け、終わった後も娘は「カメラのおじさんと、もっと遊びたい～！」とスタジオを駆け回っていました。着物で跳んだりはねたり・・・ちっともじっとしていないのですが、自然な楽しい写真が撮れました。

ちなみにこのカメラマンは子供専門ではなく、就職活動の写真、モデル、オーディションの写真なども幅広く手がけています。（興味をお持ちの方にはご紹介します！）

子供の気持ちに限らず、人の心をほぐすことはとても大切なのですね。緊張で固くなっている、本来のその人らしさ、表情、意見は引き出せません。これは仕事上でも、自社の社員と接する上でも、セミナー講師でも、みな共通ですね。

さて、エールでは顧問先企業様向けに、今月中旬から新しいサービスを提供致します。

先月号でもお伝えしましたが、オンラインシステム「MyKomon」(マイモモン) サービスがスタートします。

「MyKomon」をご利用頂くと、オンライン上に弊社と顧問先業様の電子会議室を設けたり、文書を保存したりすることが可能になります。また、労務に関する書式集や労務ニュースなども随時ご利用頂けます。詳細は、次ページ以降に掲載しておりますのでぜひご覧頂きたいです。システム利用をご希望の企業様には、弊社よりID / パスワードを発行させていただきます。

関心をお持ちの企業様は直接ご説明申し上げますので、担当までご一報下さい。



弊社鎌倉が 社会保険労務士向けの専門誌「SR」第16号(日本法令)の特集記事を執筆しております。

激変する経済情勢の中で、使い勝手の良い助成金について紹介しています。今回は、パートの正社員化を考えるとときに利用できる助成金、定年引上げの助成金について取り上げました。

関心をお持ちの顧問先企業様は、担当までご一報下さい！

オンラインシステム「MyKomon」でサポートが充実！

11月からの新しいサービス【MyKomon】スタートキャンペーン

無料お申込み期間 11/9 ~ 12/15 まで

弊社ではこのたび、顧問先企業様に向け、新しいサービスを09年11月より順次スタート致します。顧問契約頂いている企業様でオンラインシステム「MyKomon」のご利用を希望される企業様は、担当までご連絡下さい。順次、弊社よりID・パスワードを発行させていただきます。なお、**11月9日～12月15日のキャンペーン期間中**にお申し込み頂いた場合につきましては、**システム利用料は弊社負担とさせていただきます、維持費用は今後もかかりません。**（1企業につき1ID/パスワードに限ります。複数をご希望の場合はご相談下さい。）

（なお、給与計算システムとe-ラーニングのご利用につきましては利用料がかかります）

実際のサービスをご利用頂けるのは12月以降となります。

12月16日以降のお申し込みは1ID/パスにつき、月1,575円となります。

経営者様の力強いサポートを開始します！



弊社ホームページ <http://www.sr-yell.com>

にアクセス頂き、

「HOT TOPIC」の中にある

「新サービスMyKomon09.11スタート」をクリックしてください。

左のデモ画面が出てきますので画面をクリックしてください。

ログイン画面から実際にデモ操作頂けます。

お問い合わせはどうぞお気軽に

ご連絡頂けましたら、担当者が「MyKomon」の内容、利用方法等をご説明にお伺い致します。電話番号：TEL：045-549-1071（代表）

【My Komon】の主な機能

★電子会議室 がご利用頂けます

メリット1

お客様と弊社だけの相談室です。お客様とのやり取りが全てこの会議室に集約されますので担当者の引継ぎや検索機能を利用した過去案件の確認が非常にスムーズです。

最新のセキュリティ技術が施されているためメールの代わりにご利用いただけます。

インターネットにつながる環境であれば利用できメールの整理も不要になります。

セキュリティ上の不安や、相手が読んでいるか？の確認も解消されます。

★安心の共有フォルダがご利用頂けます

メリット2

最新のセキュリティ技術が施されているためデータの受け渡し等にご利用いただけます。

安全な電子倉庫に、就業規則、賃金台帳、タイムカード、提案書など安全に保管し、共有できます。

データを持ち歩く必要が無くなります。キーワードで検索もできます。

★給与計算システムがご利用頂けます

メリット3

(こちらは有料サービスとなります) インターネット上で給与計算が簡単にできます。

シンプルな内容ですので、複雑な計算には向きませんが、小規模な企業様にはシンプルでわかりやすいつくりです。手書きやエクセルで給与明細を作成している企業様は、ぜひ利用頂ければと思います。

インターネット上での作業となりますのでわからなくなっても当事務所が同じ画面を見ながら

アドバイス致します。給与明細等の出力もお客様側で行なえます。

★すぐに使える便利な規程集・書式集をご利用頂けます

メリット4

(内容につきましては、現在準備中です) すぐに使える便利な「書式、規程集」をご用意しているので、いざ困ったときもすぐにダウンロードが可能です。自社で加工してすぐにご利用頂けます。

★人事労務最新情報をいつでもご確認頂けます

メリット5

経営に必要な法改正等の最新情報をいつでもご確認頂けます。企業の課題を短時間で把握できます。

★eラーニングを活用して社員のスキルアップをはかれます

メリット6

(内容により一部有料となります) 人事労務・財務・会社法、後継者や幹部候補のための経営基礎コース、新入社員のためのビジネスマナーコース、営業社員向けの営業基礎コースなどご利用頂けます。

社会保険料延滞における利息軽減措置について

法改正により、平成 22 年 1 月 1 日から社会保険料等に関する延滞利息の軽減が実施されます。これまで、社会保険料を滞納した場合、一律 14.6%の延滞利息を加算し徴収されていましたが、改正により納付期限の翌日から 3 ヶ月間については、年 7.3%または日銀の基準割引率に 4%を足した利率(平成 21 年は 4.5%)かのどちらか低い利率をもって計算し、延滞金を納付すればよいことになりました。低利率期間を過ぎると従来通り 14.6%となります。施行されれば、社会保険料を 100 万円滞納した場合の延滞利息は、現行では 14 万 6000 円だが、同法の適用により当面は 4 万 5000 円となるため、差し引き 10 万 1000 円分の利息負担が軽減されることとなります。

延滞金の流れとしては、納入告知書発行から納付日経過後、督促状が発行され、督促状で指定された納付期限ということになります。納付期限を過ぎたからといって必ず延滞金がかかるというものではありません。

例えば、10 月末日に 100 万円の保険料の納付日だったとすると、督促状が翌月 7 日に届きます。その督促状により納付指定された日が 11 月 20 日とすると、この日までに滞納した保険料 100 万円を納めれば、延滞金は加算されません。11 月 20 日を過ぎると、本来の納付日である 10 月末日の翌日から計算して、実際に保険料を納付した日の前日までの延滞金を納めなければならなくなります。

来年 1 月 1 日の改正のため、それまでに納付期限が到来する保険料等に関する延滞金は現行通りのものが適用されます。

雇用調整助成金等の状況

◆対象者数が減少

厚生労働省が 10 月 30 日に、「休業等実施計画届」(雇用調整助成金等の申請時に事業所が提出する書類)の受理状況を発表しました。

それによれば、9 月の対象事業所数は 8 万 982 カ所となり、8 月の 7 万 9,900 カ所から 1.3%増加したものの、9 月の対象者数は 199 万 4,000 人となり、8 月の 211 万人と比較して 5.5%減少しました。

昨年末から急増していた「雇用調整助成金」(中小企業緊急雇用安定助成金)の利用は、8 月あたりからいくらか落ち着いてきたようです。

また、9 月における「大量雇用変動届」(会社都合等により 30 人以上が離職した場合に提出する書類)の届出事業所数は 305 事業所(8 月は 284 事業所)、離職者数は 1 万 5,587 人(8 月は 1 万 4,550 人)となっており、こちらのほうは増加しています。

◆雇用調整助成金支給のスピードアップ

政府は、「緊急雇用創造プログラム」の中で、「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」の支給に要する処理期間を、初回の申請については 2 ヶ月以内、2 回目以降の申請については 1 ヶ月以内と設定して、年内に達成する取り組みを発表しました。

神奈川は現在支給申請して 2 ヶ月半程度で入金されていますが、支給までのスピードアップが期待できそうです。



yeil

労務相談室

【今月のテーマ】

来年4月の改正労働基準法による代替休暇制度



平成22年4月1日に施行される労働基準法の改正の一つである「代替休暇制度」とはどういう制度ですか？



平成22年4月1日に施行される改正労働基準法では過重労働の抑制を目的として、1ヶ月60時間を超える法定時間外残業については、50%以上の割増賃金率で計算した賃金を支給しなければならないという改正が行われます。（中小企業については猶予措置があります）。代替休暇制度とは、この50%以上に引上げられる**割増賃金**を支給する代わりに休暇を付与できる制度のことをいいます。

【改正のポイント】

割増賃金率の引上げを行った企業が対象

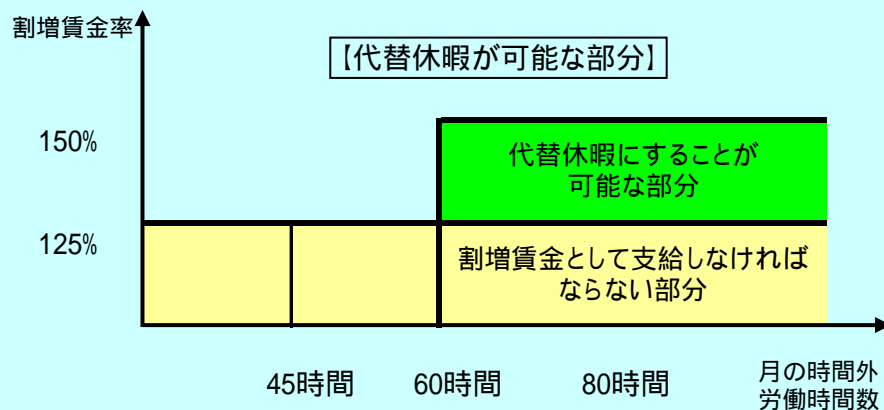
そもそもこの制度は、割増賃金率を引上げた企業が対象となるため、適用猶予措置がある中小企業は使うことができません。

導入には労使協定の締結が必要

代替休暇制度を導入するためには、過半数労働組合がある場合にはその労働組合、ない場合には労働者の過半数代表との労使協定が必要になります。なお、労使協定を締結したとしても代替休暇を取得するか否かは労働者の判断によりますので、強制的に付与することはできません。

休暇に代替できる部分は割増賃金率の引上げ分のみ

代替休暇として与えることのできる部分は、法定時間外残業が60時間を超えた分に対し引上げを行った**割増賃金率の部分についてのみ**です。



代替休暇の単位は1日もしくは半日

代替休暇は、労働者に休息の機会を与えることを目的としているため、時間単位ではなく1日または半日単位で取得させなければなりません。この半日を何時間とするかは労使協定で定めておくべき事項になります。

代替休暇は2ヶ月以内の取得が期限

代替休暇には取得すべき期限が定まっており、法定時間外残業が1ヶ月60時間を超えた月の翌月1日から2ヶ月以内となります。この間に代替休暇が取れなかった場合には、代替休暇を取得する予定だった時間分の割増賃金を支給する必要があります。

年末調整の準備

今年も年末調整の時期が近づいてきました。年末調整計算にあたっては申告書や証明書添付が必要となります。すでに保険会社から保険料控除証明書が届いている方もあるでしょう。証明書等が届く前に社員にPRすることによって添付忘れや紛失を防ぐことができます。目安として少し早目の11月中旬～下旬には揃えてもらうように計画的に進めましょう。

スタッフコラム

今月のコラムは川村が担当します。



川村です。

普段は風邪をひかない私が最近体調を崩してしまいました。ついにインフルエンザにかかってしまったか！？と思いましたが、どうやら違ったようで一安心です。この時期に体調を崩すと、周りからインフルエンザを疑われるためやるせない気持ちになります。（電車内でゴホゴホと咳をしようものなら周囲の視線が痛いほど突き刺さります。）ともあれ、日ごろの体調管理は大切ですね。

さて、日ごろの管理の大切さは、社内についても同様です。

先日、労務管理のセミナーに参加した際に講師である弁護士の先生が、こんなことを言っていました。

「会社と社員をめぐるトラブルの事例として、これまでは、退職した後に会社を訴えるケースが多かったが、最近増えてきたのが会社に在籍しながら訴えてくるが増加している。方法としては、内容証明を送ってくる、監督署・労働局に訴える、社外労組に加入し団体交渉を要求してくる、などがあるが、このような事態に陥ると日常の業務に大きな支障が生じる。訴えを起こした社員には当然の事ながら不利益な取扱いは出来ず、また、対応を誤るとその対応についても追及されるため、腫れ物にさわる取扱いをしなければならない。他の社員への影響も考慮しなければならない為、非常に厄介である。」

会社と争う方法は、インターネット・新聞・雑誌等で大きくクローズアップされています。社員にとっては自分を守ることにつながるので真剣に調べます。法律の正確な理解はともかくとしても非常に関心が高いことであることには間違いはありません。特に景気悪化している今ではなおさらです。

労務管理に関心をあまりお持ちでない経営者様の多くは、「うちの社員はおとなしいから大丈夫」、「これまで一回も争いが起きたことがない」等と置いていらっしゃいますが、足元をすくわれる可能性が高く非常に危険です。会社は紛争の予防を常に行わなければなりません。それは、コンプライアンス（法令遵守）の徹底につながります。まずは自社内でコンプライアンスが徹底されているかどうかチェックをするべきでしょう。

もし、お困りでしたらエールまでお気軽にご相談下さい。経営者様を全力でバックアップ致します。